

権利関係⑩

時効

○×式確認問題

【解答・解説】

1 20年間、平穏かつ公然と他人の所有する土地を占有した者は、占有取得の原因たる事実のいかんによっては、当該土地の所有権を取得できない。

所有の意思のない占有では所有権は取得しない。例えば、賃借する意思をもって占有すれば賃借権を取得するということなどである。

× Aが善意無過失でBの所有地の占有を開始し、所有の意思をもって平穏かつ公然に7年間占有を続けた後、その土地がB所有の物であることを知った場合、Aは、その後3年間占有を続けても、その土地の所有権を時効取得するはできない。

占有の開始が善意無過失であれば、その後悪意に転じても10年で時効取得できる。

× A所有の土地を、Bが、占有開始時に悪意で所有の意思をもって平穏かつ公然に8年間占有し、その後、善意無過失のCがBから当該土地の譲渡を受けた場合、Cは12年間占有しないと取得時効を主張することができない。

CがBの悪意を承継してしまうと12年間必要となるが、Cを占有の開始にすれば、10年で時効取得できる

× AがBに土地を売った場合において、代金支払期日をBの父が死んだ時と定めたときは、Aの代金請求権の消滅時効は、支払期日到来後、Aから請求を受けたときから進行する。不確定期限は、期限到来より時効は進行する。履行遅滞と混同しないように！

× 時効完成後に債務者が債務を承認した場合、当該債務者が時効の完成を知らなければ、完成した消滅時効を援用することができる。

時効完成後の承認は、たとえ、時効の完成を知らなかったとしても、それを援用することはできない

6 AのBに対する債権について、AがBに対し訴訟により弁済を求めても、その訴えが却下された場合でも、時効の完成は6か月間猶予される。

訴訟が提起されたときに、時効の完成の猶予されたことになるので、たとえ、却下されても6か月間は猶予される